

町・字名の区域及び名称の取扱い（具体的調整内容）

1. 市町村の区域内の町名・字名を従前のおりとする場合

| | | | |
|----|------------|---|---|
| 例示 | 白河市 大字 字×× | 白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表 | 白河市大字泉田字池ノ上 白河市 大字金山字長者久保 白河市 大字増見字北田 白河市 大字釜子字殿田表 |
|----|------------|---|---|

2. 町名・字名を変更する場合

(1) 従来の大字名の前に旧市村名（市、村は町とする）をつけた大字名とする場合

| | | | |
|----|--------------|---|--|
| 例示 | 白河市 大字 町 字×× | 白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表 | 白河市大字白河町泉田字池ノ上 白河市 大字表郷町金山字長者久保 白河市 大字大信町増見字北田 白河市 大字東町釜子字殿田表 |
|----|--------------|---|--|

(2) 大字表示を除く場合

従来の大字名の前に旧市村名（市、村は町とする）をつける場合

| | | | |
|----|-----------|---|--|
| 例示 | 白河市 町 字×× | 白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表 | 白河市白河町泉田字池ノ上 白河市 表郷町金山字長者久保 白河市 大信町増見字北田 白河市 東町釜子字殿田表 |
|----|-----------|---|--|

従来の大字名の前に「市、村」の文字を削除した旧市村名をつける場合

| | | | |
|----|---------|---|--|
| 例示 | 白河市 字×× | 白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表 | 白河市白河泉田字池ノ上 白河市 表郷金山字長者久保 白河市 大信増見字北田 白河市 東釜子字殿田表 |
|----|---------|---|--|

従来の大字名とする場合

| | | | |
|----|---------|---|---|
| 例示 | 白河市 字×× | 白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表 | 白河市泉田字池ノ上 白河市 金山字長者久保 白河市 増見字北田 白河市 釜子字殿田表 |
|----|---------|---|---|

は地域自治区の名称を表す。

町名・字名に関する実際の変更手続き

過去の合併事例や現在他県で設置されている合併協議会では、そのほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしている。

ただし、合併関係市町村間で、同一又は類似の町名・字名が存在していると、住民登録、登記、郵便など住民生活に大きな影響を及ぼすこととなるので、この部分についてのみ変更をする取扱いをしている。

町・字の区域及び名称の変更手続きは、地方自治法第260条で「町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするとき」は、市町村長が当該市町村議会の議決を経て、これを定め、知事に届けなければならないこととされている。

この手続きは、「市町村長の提案」「市町村議会の議決」「知事への届出」「知事の告示」「効力発生」となるが、この処分は新市において行うべきものであることから、この手続きのとおりに行くと、合併と同時に施行させることができず、新市の発足時には、新市の名称だけが変更され、その後、町名以下が変更されることになり、二度手間にて住民に多大な影響を及ぼすこととなる。

こうしたことから、実際の手続きは、合併の日に市町村長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

(ただし、町・字の名称変更の手続きは合併前に当該区域の属する関係市町村の議会で議決を経て、知事に届けることも可能)

町名・字名の変更手続きの流れ(例)

| 時期 | 事務手続き | 関係法令 |
|---------------------|------------------|------------|
| 合併前 (合併の 手続き) | 各市村議会において廃置分合の議決 | 地方自治法第7条 |
| | 県議会において廃置分合の議決 | 地方自治法第7条 |
| | 知事による廃置分合の決定 | 地方自治法第7条 |
| | 総務大臣告示 | 地方自治法第7条 |
| 合併日 | 「町・字の名称の変更」の専決処分 | |
| | 知事への届出 | 地方自治法第260条 |
| | 知事の告示(効力発生) | 地方自治法第260条 |
| 新市初議会 | 専決処分の承認 | |

先進事例

北上市:(1)3市町村の町・字の区域は、従前のとおりとする。
(岩手県) (2)名称については、和賀町においては和賀郡を北上市に、江釣子村においては和賀郡江釣子村を北上市に置き換えるものとする。なお、北上市においては簡素化の方向で検討する。

篠山市:篠山町・西紀町・丹南町の大字については従来のとおりとし、今(兵庫県)田については、従前の大字の前に今田町をつけた大字とする。

宗像市:2市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変(福岡県)更する。また、2市町の町又は字の区域は、従前のとおりとする

さぬき市:(1)字の区域は、原則として現行のとおりとする。
(香川県) (2)町、字の名称については、次のとおりとする。
津田町・大川町・寒川町においては、「大川郡」を「さぬき市」に置き換える。
志度町においては、「大川郡志度町大字」を「さぬき市に置き換える。
長尾町においては、原則として「大川郡長尾町」を「さぬき市」に置き換える。
ただし、字名「西」、「東」、「名」については、「長尾西」、「長尾東」、「長尾名」に変更する。また、「多和」については「大川郡長尾町多和字」を「さぬき市多和」に置き換える。

周南市:町・字名は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町(山口県)名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

田村地方5:町、字の区域は、現行のとおりとする。
町村合併協議会(福島県) 町村名・字名については、田村郡 町(村)大字を田村市町と置き換える。
ただし、田村郡船引町光陽台は田村市船引町光陽台とする。

会津高田町:1.字の区域は、原則現行のとおりとする。
・会津本郷町・新鶴村合併協議会(福島県) 2.字名については、次の名称を基本として、合併時までに調整する。
(1)大字小字を有する字名については、現行の名称から「大字」の字句を削除するものとする。
(2)小字のみを有する字名については、原則現行のとおりとする。ただし、同一又は類似の字名については、現行の小字の後に会津高田町においては「高田」を、会津本郷町においては「本郷」を付して区分するものとする。

【参考事項】

住所変更手続き（先進地参考事例）

手続きの必要が無いもの

住民票、戸籍、印鑑登録証、国民健康保険証、国民年金手帳、不動産登記簿の所在、自動車検査証、自動車運転免許証 旅券（パスポート）等

【住民票、戸籍】

・新市において職権により変更するので、合併時において、変更手続きを行う必要はない。

【不動産（土地・建物）登記簿の所在（表題部）】

・不動産（土地・建物）登記簿の所在は、合併後、「新市・町名」に法務局で職権により変更するので、手続きは必要ない。

【不動産登記簿に登記された所有者、抵当権者及び仮登記権利者等の住所（甲区・乙区）】

・合併により所有者等の住所が新市町村名に変更になるが、合併前の市町村名を合併後の新市町村名として取り扱う「みなし規定」が不動産登記法第59条に規定されているので、変更登記の手続きは特に必要はない。

【運転免許証の本籍及び住所】

・免許更新時に変更するので、合併時において変更手続きを行う必要はない。なお、更新前に変更を希望する場合は、申請により変更できる。

【預金通帳】

・普通預金通帳、定期預金証書及び国債、投資信託等の証券取引は住所変更等の手続きは必要ない。

手続きが必要なもの

外国人登録証、身体障害者手帳、質屋営業、風俗営業、建設業などの許可を受けている方の住所

手続きが必要となる場合があるもの

【当座預金、融資取引等】

・取り引きの内容によって、手続きが必要となる場合がある。

【参考法令関係】

地方自治法（抜粋）

〔市町村の廃置分合及び境界変更〕

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により市の廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 都道府県の境界にわたる市町村の境界の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

〔郡の区域〕

第259条 郡の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。

2 郡の区域内において市の設置があつたとき、又は郡の区域の境界にわたつて市町村の境界の変更があつたときは、郡の区域も、また、自ら変更する。

3 郡の区域の境界にわたつて町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第1項の例によりこれを定める。

4 第1項乃至第3項の場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第7条第7項の規定は、第1項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

〔市町村内の町又は字の区域〕

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

【行政実例】

「町若しくは字の区域をあらたに画し」には、新しい町名又は字名を付ける場合も含まれる。（昭和30年12月6日）

「字」には、いわゆる字のみならず、「大字」、「小字」も含まれる。（昭和23年8月9日）

市町村の廃置分合に際し、旧市町村の字の区域と名称をそのまま新市町村の字の区域を名称とする場合には、地方自治法第260条の手続きは不要である。（昭和30年3月30日）

[手続不要の例]

郡 村
郡 村大字 字××

市
市大字 字××

[手続を要する例](新たな町名を画すると解釈される)

郡 村
郡 村大字 字××

市 町
市 町××

市 町字××

市 字××

「大字」を単に「」と変更するなど、大字や小字を表示しない場合であっても、「大字」が固定名詞と考えられるので、地方自治法第260条の手続きが必要である。





このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

| | | |
|------|---|--------|
| 協定項目 | 19 | 慣行の取扱い |
| 調整方針 | <p>1 市章については、合併時までに公募により選定し、新市において制定する。</p> <p>2 市の花・木・鳥については、新市において新たに制定する。</p> <p>3 市民憲章、市の各種宣言等、市民歌、シンボルキャラクター及びシンボルマークについては、新市において検討する。</p> | |

【基本的な考え方】

- 市町村章、市町村の花・木・鳥・歌等
新市町村のシンボルとなるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村章が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを伝承することも考えられる。
- 市町村の憲章、宣言
新市町村の基本姿勢となるものであることから、できるだけ早く統一することが適当である。ただし、旧の市町村の憲章、宣言が当該地域において愛着の深いものである場合には、何らかの方法でこれを残すことも考えられる。

| 区分 | 4 市 村 の 現 況 | | | |
|------|---|--|--|--|
| | 白 河 市 | 表 郷 村 | 大 信 村 | 東 村 |
| 市町村章 | <p>市章（昭和31年10月制定）</p>  <p>〔説明〕 白河城主であり天下の名宰相であった、松平樂翁公の梅鉢の紋所を外郭線とし中心に「白」を丸く浮かして白河を意味し、ふくよかで温雅に表したものである。</p> | <p>村章（昭和47年4月制定）</p>  <p>〔説明〕 表郷村の「オモテ」を図案化したもので、地域の「円満」なる和と、その「飛躍」を表したものである。</p> | <p>村章（昭和38年9月制定）</p>  <p>〔説明〕 村人の融和と発展を円により力強く表現し、それらを支える行政が常に安定し建設的であるように不動の山で象徴している。また、進歩、堅実、正義を三角各々の先端に配している。</p> | <p>村章（昭和40年5月制定）</p>  <p>〔説明〕 は、東村をかこんで、村を中心に、協力一致、円満なことを表わし、又東から昇る太陽の如く雄大にして益々発展することを意味するものであります。</p> |

| 区 分 | 4 市 村 の 現 況 | | | |
|--------|---|--|--|---|
| | 白 河 市 | 表 郷 村 | 大 信 村 | 東 村 |
| 市町村民憲章 | <p>市民憲章 (平成元年10月2日制定)</p> <p>【内容】 みちのくの表玄関白河市は、歌枕で名高い白河の関や、四民共楽の場としてつくられた日本最古の南湖公園を有し、那須甲子連邦を望み、阿武隈川の源を発する歴史と自然に恵まれた文化のまちです。 私たちは、この歴史と自然を誇りとして、個性を尊重し、世界の人々と手をつなぐ、人情豊かな、健康で、活力あるまちにするために、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いきいきしたまち ・のびのびしたまち ・ふれあいのあるまち ・さわやかなまち ・はばたくまち ・わたしたちのまち白河 | <p>村民憲章 (昭和54年4月1日制定)</p> <p>【内容】 美しい自然に恵まれた表郷村を、さらに美しく住みよい村にし、後世に引き継ぐことは私たちのつとめです。 このため、村民として、望ましい生活のあり方を明らかにし、村を良くするための誓いとして、村民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、恵まれた自然を愛し、きれいな村をつくりましょう。 一、心と体をきたえ、明るい村をつくりましょう。 一、きまりを守り、住みよい村をつくりましょう。 一、教養を高め、文化の村をつくりましょう。 一、楽しく働き、豊かな村をつくりましょう。 | <p>村民憲章 (昭和60年4月10日制定)</p> <p>【内容】 わたしたちは、大信村民として自覚と誇りをもって郷土の限りない発展を願い、ここに大信村民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、豊かな自然や緑を育み、うるおいのある村をつくりましょう。 一、伝統を受け継ぎ、教養を高め、文化の香り高い村をつくりましょう。 一、よく働き、豊かな暮らしの活力ある村をつくりましょう。 一、心と体を鍛え、健康で明るい村をつくりましょう。 一、手をつなぎ、澄む喜びと安らぎのある村をつくりましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・たがいに信じあい 助け合いあたたかい心のつながりをもちましょう。 ・めぐまれた自然を愛し太陽と緑の美しいまちをつくりましょう。 ・健康なからだをつくり楽しくはたらきゆたかな暮らしをきずきましょう。 ・教養をたかめふるさとのゆかしさを生かしかおり高い文化の花をさかせましょう。 ・よろこびと希望にみちた家庭をつくり若い力をそだてましょう。 | <p>村民憲章 (昭和60年8月1日制定)</p> <p>【内容】 どのような時代においても、物心両面における真の豊かさと、住民が子供から大人まで円滑なコミュニケーションを持った「優しさのある村」が大切であり、それらを達成するための基本理念として、村民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、自然を愛しうるおいのある村をつくりましょう。 一、健康で楽しく働き、活力ある村をつくりましょう。 一、きまりを守り、住みよい村をつくりましょう。 一、互いに助けあい、明るい村をつくりましょう。 一、教養を高め、文化のかおり豊かな村をつくりましょう。 |

| 区 分 | 4 市 村 の 現 況 | | | |
|-----------|---|---|--|---|
| | 白 河 市 | 表 郷 村 | 大 信 村 | 東 村 |
| 市町村の花・木・鳥 | 花 ウ メ 木 アカマツ 鳥 ホオジロ (昭和54年10月1日制定) | 花 福寿草 木 アカマツ 鳥 ホオジロ (昭和54年4月1日制定) | 花 ヤマユリ 木 ス ギ 鳥 キ ジ (昭和55年4月1日制定) | 花 つつじ 木 あかまつ 鳥 うぐいす (昭和60年8月1日制定) |
| 市町村宣言等 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全都市宣言 (昭和36年12月19日) 2. 明るい選挙都市宣言 (昭和40年3月4日) 3. シートベルト着用推進都市宣言 (昭和59年7月5日) 4. 核兵器廃絶平和都市宣言 (平成2年6月25日) 5. ゆとり都市宣言 (平成2年6月25日) 6. 暴力根絶都市宣言 (平成2年10月2日) 7. 米輸入自由化反対都市宣言 (平成2年10月2日) 8. スポーツ都市宣言 (平成4年10月10日) 9. 地球環境保全都市宣言 (平成5年9月22日) 10. けん銃追放都市宣言 (平成8年3月21日) 11. お年寄りに優しいまちづくり交通安全宣言 (平成8年9月26日) | <ol style="list-style-type: none"> 1. お年寄りに優しい街づくり交通安全宣言 (平成8年9月25日) 2. 敬老自治体宣言 (平成8年6月27日) 3. けん銃追放に関する決議 (平成8年3月25日) 4. 地方分権の推進に関する決議 (平成8年3月25日) 5. 第50回国民体育大会開催に関する決議 (平成2年12月22日) | <ol style="list-style-type: none"> 1. ノーマンデー運動宣言 (昭和60年4月1日) 2. ガン追放宣言 (昭和60年7月1日) 3. 暴力の根絶の村宣言 (平成2年9月28日) 4. 北方領土返還促進に関する決議 (平成5年3月16日) 5. 生涯学習推進の村宣言 (平成7年8月20日) 6. けん銃追放の村宣言 (平成8年3月8日) 7. お年寄りに優しい街づくり交通安全宣言 (平成8年9月26日) 8. 非核・平和自治体宣言 (平成11年6月16日) | <ol style="list-style-type: none"> 1. けん銃追放の村宣言 (平成8年3月25日) 2. お年寄りに優しい街づくり交通安全宣言 (平成8年9月25日) |
| 市町村民歌 | 白河市民歌 (昭和31年4月1日制定) | 表郷村民の歌 (平成5年7月1日制定) | / | / |

| 区 分 | 4 市 村 の 現 況 | | | |
|-------------------------------|---|-------|--|-----|
| | 白 河 市 | 表 郷 村 | 大 信 村 | 東 村 |
| 市町村シンボル キャラクター・ シンボルマーク | <p>(シンボルキャラクター)</p>  <p>愛称「ハッキー」 (平成12年4月28日制定)</p> <p>【図柄】 市を代表する産品「白河だるま」を素材として頭部に市の花ウメを配し、腹部の緑は市の木アカマツと豊かな自然を、羽は市の鳥ホオジロとさらなる飛躍を意味する。平成11年市制施行50周年を記念し、次代を担う小学生を対象に白河商工会議所青年部が実施した図案懸賞募集にかかる最優秀作品で、同青年部より寄贈を受けたもの。 柳下博信氏図案</p> <p>【愛称】 だるまの七転び八起きの八起きを転じて「ハッキー」とし、常に起き上がり、たゆまぬ発展の願いが込められている。 市民を対象にした愛称の懸賞募集にかかる最優秀作品である。 突元岳子氏作</p> | | <p>(シンボルマーク)</p>  <p>(平成9年4月25日制定)</p> <p>【図柄】 大信村の「大」をモチーフに、楕円は世界を、青い丸は大信村の清流等と歴史を、緑の丸は豊かな大地と文化を表す。そして人の文字で、村民の調和と活力、そして未来に向けて大信村が限りなく発展していくことをイメージしている。</p> | |

【先進事例】

篠山市（平成11年4月1日合併）

- 1 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新市において新たに定めるものとする。
- 2 宣言及び表彰については、新市において調整するものとする。
- 3 各町類似の事業等については、原則として新市において調整するものとする。
- 4 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

さいたま市（平成13年5月1日合併）

- 1 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市の踊りについては現行のとおりとする。
- 2 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- 3 都市間交流については、新市において継続する。
- 4 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会（栃木県）

- 1 市章は、合併前に公募し、選定する。
- 2 市民・教育憲章、各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 市の歌、花、木、鳥、魚、色については、新市において定めるものとする。

宇和島・吉田町・三間町、津島町合併協議会（愛媛県）

- 1 市章については新市発足までに選定し、新市において告示する。
- 2 市民憲章については、新市において検討する。
- 3 市の花、木、鳥等については、合併後新たに策定するものとする。ただし、旧市町の花、木、鳥については、何らかの方法で伝承していくよう調整する。

新潟市・黒崎町合併協議会（編入・新潟県）

- 1 市民憲章は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒崎町民憲章は、黒崎地区の憲章として継承していく。
- 2 「市の花」「市の木」は、新潟市の制度に統一する。ただし、黒崎町の木については、黒崎地区の推奨の木として伝承していく。

姫路地域合併協議会（編入・兵庫県）

- 1 各町の町章は、それぞれの地区のシンボルとして継承していく。
- 2 各町の花、木は、それぞれの地区の推奨の花、木として伝承していく。
- 3 各町の歌は、それぞれの地区において伝承していく。

【県内合併協議会の協議内容】

会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会

- 1 町章、町民憲章、町の花、木、鳥等については、新町において定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新町において定めるものとする。
- 3 表彰制度については、新町において現行制度の調整を図りながら検討するものとする。

喜多方地方5市町村合併協議会

- 1 市章、市民憲章、市の花、木、鳥等については、新市において定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 名誉市民制度については、新市において定めるものとする。
- 4 表彰制度については、新市において定めるものとする。

須賀川市・長沼町合併協議会

- 1 市章は、須賀川市の市章を用いるものとする。
- 2 市民憲章は、須賀川市の市民憲章を用いるものとする。ただし、長沼町の町民憲章については、合併後、活用方法等を検討する。
- 3 市の花・木・鳥等については、須賀川市の花・木・鳥等を用いるものとする。ただし、長沼町の花・木・鳥等については、合併後、活用方法等を検討する。
- 4 各種宣言については、須賀川市の宣言を継続する。ただし、長沼町の宣言については、合併後、取り扱い等を検討する。

田村地方5町村合併協議会

- 1 市章、市民憲章、市の花、木、鳥等については、新市において定めるものとする。
- 2 各種宣言については、新市において定めるものとする。
- 3 名誉市民制度については、新市において定めるものとする。
- 4 表彰制度については、新市において定めるものとする。

伊達7町村合併協議会

- 1 市民憲章については、新市において新たに制定するものとする。
- 2 市章については、新市において新たに制定するものとする。
- 3 市の花、市の木、市の鳥、キャッチフレーズ、市民の歌、宣言については、新市において必要に応じて制定するものとする。
- 4 表彰、名誉市民制度については、新市において新たに制定する。なお、現在の各町の名誉町民の処遇については、制定の際に新市において検討するものとする。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

| 協定項目 | 20 | 国民健康保険事業の取扱い |
|------|----|---|
| 調整方針 | | 1 国民健康保険税の賦課方式については、保険税率統一年度より医療分、介護分とも4方式を採用し、課税割合については平準化を図るものとする。 2 国民健康保険税の税率については、合併年度及びこれに続く5年度間は、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、不均一課税とする。なお、税率については、この間の経済変動及び医療費の動向等により調整を行うものとする。また、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、不均一課税期間終了後においても健全で円滑な事業運営を確保するため、適正な負担額となるよう保険税率を調整する。 3 保険税の軽減については、合併年度及びこれに続く5年度間は現行のとおりとし、保険税率統一年度より7割、5割、2割とする。 4 納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。 5 出産育児一時金並びに葬祭費の給付については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、支給処理については、合併時に白河市の例により統一する。 6 国民健康保険保健事業のうち、人間ドックについては、合併年度の翌年度から白河市の例により統一するものとし、健康優良世帯記念品贈呈事業及び家庭常備薬配付事業については、合併年度の翌年度から廃止する。 7 国民健康保険運営協議会については、合併時に再編する。 8 表郷村国民健康保険診療所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 |

| 区分 | 4市村の現況 | | | |
|-------|--|--|---|--|
| | 白河市 | 表郷村 | 大信村 | 東村 |
| 被保険者数 | 平成16年4月1日現在 被保険者数 17,371人 (加入割合 36.6%) 世帯数 8,709世帯 | 平成16年4月1日現在 被保険者数 3,070人 (加入割合 41.3%) 世帯数 1,428世帯 | 平成16年4月1日現在 被保険者数 1,820人 (加入割合 37.0%) 世帯数 703世帯 | 平成16年4月1日現在 被保険者数 2,576人 (加入割合 42.3%) 世帯数 941世帯 |
| 賦課方式 | 税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 2方式 (所得割、均等割) | 税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) | 税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) | 税方式 ・医療分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) ・介護分 4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割) |
| 課税割合 | 平成16年度 ・医療分 応能割 57.4% (所得割46.1%・資産割11.3%) 応益割 42.6% (均等割26.0%・平等割16.6%) ・介護分 応能割 53.2% (所得割53.2%) 応益割 46.8% (均等割46.8%) | 平成16年度 ・医療分 応能割 45.9% (所得割34.8%・資産割11.1%) 応益割 54.1% (均等割37.2%・平等割16.9%) ・介護分 応能割 45.4% (所得割43.0%・資産割2.4%) 応益割 54.6% (均等割50.1%・平等割4.5%) | 平成16年度 ・医療分 応能割 50.6% (所得割38.5%・資産割12.1%) 応益割 49.4% (均等割30.3%・平等割19.1%) ・介護分 応能割 52.6% (所得割50.1%・資産割2.5%) 応益割 47.4% (均等割35.4%・平等割12.0%) | 平成16年度 ・医療分 応能割 53.0% (所得割42.2%・資産割10.8%) 応益割 47.0% (所得割33.0%・資産割14.0%) ・介護分 応能割 53.6% (所得割49.1%・資産割 4.5%) 応益割 46.4% (所得割34.1%・資産割12.3%) |

| 区 分 | 4 市 村 の 現 況 | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|----------|------------|--|----------|------------|--|----------|------------|--|----------|---------|
| | 白 河 市 | | | 表 郷 村 | | | 大 信 村 | | | 東 村 | | |
| 保 険 税 率 課 税 限 度 額 | 区分 | 医療分 | 介護分 | 区分 | 医療分 | 介護分 | 区分 | 医療分 | 介護分 | 区分 | 医療分 | 介護分 |
| | 所得割 | 10.2% | 2.5% | 所得割 | 5.0% | 0.75% | 所得割 | 7.0% | 1.3% | 所得割 | 7.0% | 1.2% |
| | 資産割 | 25.0% | - | 資産割 | 25.0% | 1.0% | 資産割 | 29.0% | 1.5% | 資産割 | 30.0% | 2.5% |
| | 均等割 | 22,000円 | 12,000円 | 均等割 | 24,000円 | 8,000円 | 均等割 | 20,500円 | 7,000円 | 均等割 | 26,000円 | 8,000円 |
| | 平等割 | 27,500円 | - | 平等割 | 27,000円 | 1,000円 | 平等割 | 33,500円 | 3,500円 | 平等割 | 30,200円 | 4,300円 |
| | 限度額 | 530,000円 | 80,000円 | 限度額 | 530,000円 | 80,000円 | 限度額 | 530,000円 | 80,000円 | 限度額 | 530,000円 | 80,000円 |
| | 【参考】 ・ 1人当り調定額 | | | 【参考】 ・ 1人当り調定額 | | | 【参考】 ・ 1人当り調定額 | | | 【参考】 ・ 1人当り調定額 | | |
| | 区分 | 医療分 | 介護分 | 区分 | 医療分 | 介護分 | 区分 | 医療分 | 介護分 | 区分 | 医療分 | 介護分 |
| | H15 | 75,274円 | 18,167円 | H15 | 56,403円 | 14,138円 | H15 | 56,066円 | 14,789円 | H15 | 71,688円 | 17,525円 |
| | H16 | 78,301円 | 24,487円 | H16 | 55,568円 | 14,656円 | H16 | 59,982円 | 18,370円 | H16 | 67,301円 | 20,338円 |
| ・ 1世帯当り調定額 | | | ・ 1世帯当り調定額 | | | ・ 1世帯当り調定額 | | | ・ 1世帯当り調定額 | | | |
| 区分 | 医療分 | 介護分 | 区分 | 医療分 | 介護分 | 区分 | 医療分 | 介護分 | 区分 | 医療分 | 介護分 | |
| H15 | 149,382円 | 24,478円 | H15 | 142,210円 | 20,065円 | H15 | 145,965円 | 22,020円 | H15 | 196,194円 | 25,942円 | |
| H16 | 153,071円 | 32,612円 | H16 | 137,434円 | 20,734円 | H16 | 154,240円 | 26,489円 | H16 | 183,691円 | 30,190円 | |
| 保 険 税 軽 減 | 6 割、4 割 | | | 7 割、5 割、2 割 | | | 7 割、5 割、2 割 | | | 7 割、5 割、2 割 | | |
| 納 期 | 納 期 第1期 7月16日から同月末日 第2期 8月16日から同月末日 第3期 9月16日から同月末日 第4期 10月16日から同月末日 第5期 11月16日から同月末日 第6期 12月16日から同月末日 第7期 1月16日から同月末日 第8期 2月16日から同月末日 | | | 納 期 第1期 7月1日から同月末日 第2期 8月1日から同月末日 第3期 9月1日から同月末日 第4期 10月1日から同月末日 第5期 11月1日から同月末日 第6期 12月1日から同月末日 第7期 1月1日から同月末日 第8期 2月1日から同月末日 | | | 納 期 第1期 7月1日から同月末日 第2期 8月1日から同月末日 第3期 9月1日から同月末日 第4期 10月1日から同月末日 第5期 11月1日から同月末日 第6期 12月1日から同月末日 第7期 1月1日から同月末日 第8期 2月1日から同月末日 第9期 3月1日から同月末日 | | | 納 期 第1期 7月1日から同月末日 第2期 8月1日から同月末日 第3期 9月1日から同月末日 第4期 10月1日から同月末日 第5期 11月1日から同月末日 第6期 12月1日から同月末日 第7期 1月1日から同月末日 第8期 2月1日から同月末日 | | |

| 区 分 | 4 市 村 の 現 況 | | | |
|----------------|--|---|---|--|
| | 白 河 市 | 表 郷 村 | 大 信 村 | 東 村 |
| 出産、葬祭に関する給付 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に給付 1件当り 300,000円 ・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に 喪主に給付 1件当り 30,000円 ・ 支給処理 月の上旬、下旬に支給 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に給付 1件当り 300,000円 ・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に 喪主に給付 1件当り 30,000円 ・ 支給処理 毎月最終金曜日に支給 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に給付 1件当り 300,000円 ・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に 喪主に給付 1件当り 30,000円 ・ 支給処理 その都度支給 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金 被保険者が出産した場合に 世帯主に給付 1件当り 300,000円 ・ 葬祭費 被保険者が死亡した場合に 喪主に給付 1件当り 30,000円 ・ 支給処理 月の上旬に支給 |
| 国民健康保険保健事業 | | | | |
| 国保人間ドック | <ul style="list-style-type: none"> ・ 種類 日帰りドック（1日） ・ 検査の内容 身体測定、視力検査、血圧測定、 心電図検査、眼底検査、X線・ 超音波検査（胸部、胃、腹部） 血液検査、尿検査、便検査 ・ 対象者 30歳以上の被保険者 ・ 費用負担 自己負担 一律5,000円 ・ 受診場所 （社）白河市医師会に委託 ・ 平成15年度実績 受診者数 642人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 種類 日帰りドック（1日） ・ 検査の内容 問診、血圧、視力、眼底、聴力、 血液、尿、便、心電図、腹部超 音波、胸部X線、胃X線又は内 視鏡 ・ 対象者 20歳以上の被保険者 （納期内完納者） ・ 費用負担 自己負担 2割 ・ 受診場所 会田病院、白河病院 ・ 平成15年度実績 受診者数 48人 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 種類 日帰りドック（1日） 2日ドック ・ 検査の内容 各医療機関のドック内容によ る。 ・ 対象者 国保被保険者 ・ 費用負担 自己負担 3割 ・ 受診場所 白河病院、会田病院、総合南東 北病院 ・ 平成15年度実績 受診者数 85人 | 人間ドック事業として一般会計にて実施（平成15年度国保人間ドックは実施していない。） |
| 健康優良世帯記念品 贈呈事業 | （該当なし） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康優良世帯（毎年1月1日から12月31日までにおいて医療費が0円）に贈呈 国保税滞納世帯を除く。 ・ 平成15年度実績 42世帯 171,900円 | （該当なし） | （該当なし） |
| 家庭常備薬配布事業 | （該当なし） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保加入世帯に配布 国保税滞納世帯を除く。 ・ 平成15年度実績 1,195世帯 2,973,757円 | （該当なし） | （該当なし） |

